

平成 31 年度【2019 年度】市・県民税の税制改正等について(お知らせ)

配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

- ① 配偶者控除の控除額が改正されたほか、納税義務者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました。
(改正前:納税義務者の合計所得金額の制限なし)
- ② 配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下とされました。
(改正前:38 万円超 76 万円未満)

《改正後の配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額》

【平成31年度【2019年度】(平成30年分)以降の個人住民税】						
	配偶者の合計所得金額		【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額	納税義務者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)		
				900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)
配偶者控除	38万円以下	配偶者が70歳未満	103万円以下	33万円	22万円	11万円
		配偶者が70歳以上		38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	38万円超 90万円以下		103万円超 155万円以下	33万円	22万円	11万円
	90万円超 95万円以下		155万円超 160万円以下	31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下		160万円超 166.8万円未満	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下		166.8万円以上 175.2万円未満	21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下		175.2万円以上 183.2万円未満	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下		183.2万円以上 190.4万円未満	11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下		190.4万円以上 197.2万円未満	6万円	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下		197.2万円以上 201.6万円未満	3万円	2万円	1万円
123万円超		201.6万円以上	0円	0円	0円	

※改正前は、配偶者の障害者控除は、配偶者控除の対象者であることが条件としてありましたが、今回の改正後、同一生計配偶者(納税義務者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 38 万円以下である者)の場合は、障害者控除の対象となります。

〈参考〉

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しについて(国税庁ホームページ)

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/haigusya/index.htm>